

写

公印省略

6 中小振第481号  
令和6年4月26日

県内事業者の皆様へ

福岡県商工部中小企業振興課長

### 木造飲食店等が密集する商店街における火災予防について

平素から本県の商工行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月20日に北九州市小倉北区魚町3丁目地区において、8店舗が焼損する火災が発生しました。また、ここ数年、商店街における火災が多く発生しており、更なる対応が求められるところです。

木造飲食店等が密集する商店街においては、火災が発生した場合、甚大な被害が発生する可能性があります。皆様におかれましては日頃から火災を発生させないよう、「火を使用しているときにはその場を離れない」、「火を使用する設備や器具は定期的に点検、修理、清掃をする」、「消火器など消防用設備等については定期的に点検し、管轄の消防機関に報告する」など、地域住民、自治会や商店街組合等の地域関係者による火災予防の対策や各種訓練を行っていただいていると存じますが、今一度各自防火対策を行い、火災を未然に防いでいただきますよう、よろしくお願いします。

なお、福岡県商店街振興組合連合会において商店街向けの火災防止啓発動画を作成し、下記サイトにて公開されていますので、ご活用ください。

記

#### 1 防火対策について

別添資料1を参照ください。

#### 2 商店街向け火災防止啓発動画

<https://www.youtube.com/watch?v=Lz4Hrp fzJcM>



問い合わせ先  
地域経済係 西川  
電話：092-643-3420  
E-mail：chiikikeizai@pref.fukuoka.lg.jp

## 別添資料 1

### 防火対策について

#### 【火を使用する設備や器具の適切な取扱いと維持管理】

項目	チェック
○ 火を使用しているときにはその場を離れない	
○ こんろやガス器具等のそばに燃えやすいものを置かない	
○ こんろやガス器具等を壁に近づけすぎない	
○ 排気ダクトは定期的に清掃する	
○ 火を使用する設備や器具は定期的に点検、修理、清掃をする	

#### 【住宅用火災警報器の設置及び維持管理】

項目	チェック
○ 住宅の寝室部分等には住宅用火災警報器を設置する	
○ 店舗併用の住宅等で特に店舗部分が飲食店である場合は、火災の早期覚知の観点から、厨房部分に住宅用火災警報器や連動型の住宅用火災警報器を設置する	
○ 定期的に作動を点検し、設置から10年を目安に交換する	

#### 【消防用設備等の適正な設置及び維持管理】

項目	チェック
○ 消火器具を設置する ※ 火を使用する全ての飲食店は原則として消火器具の設置が必要です。	
○ 消火器等は従業員やアルバイトを含め、全員がすぐに使えるように訓練しておく	
○ 消火器など消防用設備等については定期的に点検し、管轄の消防機関に報告する ※ 報告をしない者、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留の刑に処せられます。	

#### 【地域ぐるみの訓練等の実施】

項目	チェック
○ 自治会や商店街組合などと協力し、地域ぐるみで通報、避難、初期消火を行う体制を作り、定期的に訓練を行う	